経企第　　　　５５　　　号

令和２年（2020年）５月22日

各　　位

北海道知事　鈴木　直道

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請等の一部解除等について

日頃から、新型コロナウイルス感染症拡大防止の推進について、格別のご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、北海道は５月３１日までの「緊急事態宣言」が継続していますが、道が設定した全道レベルの基準をクリアしたことから、「新北海道スタイル」の実践を前提として、５月２５日（月）よりさらに休業要請施設の一部解除を進めることとしております。

石狩振興局管内以外については、新型インフルエンザ特別措置法に基づく休業要請を行っていた施設のうち、過去にクラスターが発生していない１０００㎡を超える大型商業施設や、遊技施設等を解除するとともに、石狩振興局管内においても、酒類の１９時以降の提供自粛等を解除することと致しましたので、別添のとおりお知らせいたします。

また、道では、感染症の拡大防止のために、取り組んでいただきたい事項として、国のガイドライン等に基づき、７つのポイントとして別添のとおり取りまとめております。

貴団体においても、会員団体・企業等に対し、取組の実践及び取組の可視化に向けた掲示について周知いただきますようお願いいたします。

皆様のご協力により、国の緊急事態宣言解除の基準値の達成に近づいており、コロナに強い社会をつくるため、ライフスタイル、ビジネススタイルを変革する取組を可視化し、道民と事業者が連携し、感染リスク低減、事業継続やビジネスチャンス拡大につなげる「新北海道スタイル」を創ることを目指し、引き続きご協力いただけますよう宜しくお願いいたします。

記

１　休業要請対象施設について

　　別紙１のとおり

２　経営持続化臨時特別支援金（第２弾の支援金）について

　(1)対象となる期間

　　　今般、休業等の要請が解除となる対象事業者の皆様は、先般ご案内しておりました第２弾の支援金については、５月２４日（日）まで休業に御協力いただければ、支援金をお支払いします。

※今回解除とならない施設の事業者の皆様は、引き続き休業に御協力をお願いします。

(2) 問合せ先

　　　休業要請専用ダイヤル

電話番号：011-206-0104　又は　011-206-0216（直通）

開設時間：８：４５～１７：３０（土・日・祝日も開設）

３ 「新北海道スタイル安心宣言」７つのポイントについて

別紙２～４のとおり

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

【休業要請・休業確認班】

【経済部新給付金制度検討チーム】